

(趣旨)

第1条 この規則は、[加賀市情報公開・個人情報保護審査会条例\(令和5年加賀市条例第3号\)](#)(以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、加賀市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の審査会は、市長が招集する。

(会議)

第3条 会長は、審査会の会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、非公開とする。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、情報公開及び個人情報保護の担当課において処理する。

(公印)

第5条 公印の種類は、次のとおりとする。

審査会長印

2 公印の名称、寸法、書体、使用する文書の範囲、保管者、個数及びひな形は、[別表](#)のとおりとする。

(審査請求人等への意見照会)

第6条 条例第9条第2項の規定による意見照会は、主張書面又は資料の送付に係る意見照会書([様式第1号](#))によるものとする。

2 条例第9条第2項の規定による審査会からの意見照会に対する回答は、主張書面又は資料の送付に係る回答書([様式第2号](#))によるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(加賀市情報公開審査会規則及び加賀市個人情報保護審査会規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 加賀市情報公開審査会規則(平成17年加賀市規則第14号)

(2) 加賀市個人情報保護審査会規則(平成17年加賀市規則第16号)

別表(第5条関係)

公印の名称、寸法、書体、使用する文書の範囲、保管者、個数及びひな形

種類	名称	寸法(ミリメートル)	書体	使用する文書の範囲	保管者	個数	ひな形
審査会長印	審査会長印	方22	れい書	審査会会長名をもつてする文書	情報公開及び個人情報保護の担当課長	1	

[様式第1号\(第6条関係\)](#)

第 号
年 月 日

様

加賀市情報公開・個人情報保護審査会
会長

印

主張書面又は資料の送付に係る意見照会書

加賀市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条第2項の規定に基づき、あなた(貴)以外の審査請求人等に対して、あなた(貴)が同条例第7条第3項又は行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第106条第2項の規定により読み替えられて適用される場合を含む。)の規定により提出された主張書面又は資料の写しを送付することについて御意見があれば、別紙「主張書面又は資料の送付に係る回答書」により回答してください。

なお、次の提出期限までに回答がない場合は、御意見がないものとして取り扱わせていただきますので、その旨御了解ください。

主張書面又は資料の提出年月日	年 月 日
回答書の提出期限	年 月 日
備 考	

年 月 日

(宛先)加賀市情報公開・個人情報保護審査会会長

(ふりがな)

氏名又は名称 _____

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所 _____

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

連絡先電話番号 _____

主張書面又は資料の送付に係る回答書

年 月 日付で照会のあった件について、次のとおり回答します。

<p>回答</p> <p>右の□印を付けた事項に対して回答してください。回答は、ア又はイのどちらかに○を付けアに○を付けた場合は、その理由を記載してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> プライバシーの侵害となるか否か。 ア 侵害となる。 その理由 _____) イ 侵害とならない。</p> <p><input type="checkbox"/> あなた又はあなたの会社・団体に著しい不利益を与えることになるか否か。 ア 不利益となる。 その理由 _____) イ 不利益とならない。</p> <p><input type="checkbox"/> 貴団体との協力関係及び事務事業の円滑な運営等に支障を及ぼすことになるか否か。 ア 支障を及ぼす。 その理由 _____) イ 支障を及ぼさない。</p>
<p>その他</p>	